

交通政策基本計画の策定に係るヒアリングについて

1. 国土交通省では、平成25年12月に公布・施行された交通政策基本法に基づき、交通に関する施策に関する基本的な計画（「交通政策基本計画」）の策定作業を進め、今夏頃までに一定の取りまとめを行った上で、年内を目途に閣議決定することを予定しています。

交通政策基本計画には、交通政策基本法に定められた基本理念、関係者の責務・役割、交通に関する国の施策等を踏まえた上で、以下の事項を定めることとされています。

- (1) 交通に関する施策の基本的方針
- (2) 交通に関する施策の目標
- (3) 交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) その他必要な事項

計画期間は、現時点では2015年（平成27年）～2021年（平成33年）を想定しています。

2. 今回のヒアリングは、今後の交通政策審議会・社会資本整備審議会における交通政策基本計画の審議に当たり、交通の各分野における問題点をできる限り具体的に把握するため、交通の現場を実際に担っておられる交通関連事業者等の方々の御認識や御意見をお伺いしようとするものです。

よって、ヒアリングにおいては、今後7年間程度を見据えて、以下の事項について、具体的な事例などに即しつつご説明いただきますようお願いいたします。

- (1) それぞれの分野における事業の見通しや課題
- (2) 交通政策基本計画に盛り込むことを期待する事項

(参考)交通政策基本法に規定された交通に関する国の施策テーマ

テーマ1:日常生活の交通手段確保(第16条)

離島等の自然的経済的社会的条件に配慮した、通勤、通学、通院、物流等に必要な交通手段の確保等

テーマ2:高齢者、障害者等の円滑な移動(第17条)

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児を同伴する者等の円滑な移動の促進のための自動車・鉄道・船・航空機・旅客施設・道路・駐車場のバリアフリー化等

テーマ3:交通の利便性向上、円滑化、効率化(第18条)

定時性確保、速達性向上、快適性確保、乗継ぎ円滑化、交通結節機能高度化、輸送の合理化等

テーマ4:我が国産業・観光等の国際競争力の強化(第19条)

国際海上・航空輸送網の形成、輸送拠点となる港湾・空港の整備、国内・国際の結節強化等

テーマ5:地域の活力の向上(第20条)

地域経済の活性化等のための企業立地促進、地域内・地域間交流・物流の促進に資する国内交通網・輸送拠点の形成等

テーマ6:運輸事業等の健全な発展(第21条)

交通に関する事業の安定運営・健全な発展のための事業基盤強化、人材育成等

テーマ7:大規模災害時の機能低下の抑制及び迅速な回復(第22条)

大規模災害による交通機能低下の抑制・迅速な交通機能の回復のための耐震性向上、代替交通手段の確保、関係者の連携、円滑な避難の確保等

テーマ8:環境負荷の低減(第23条)

温室効果ガス等の排出抑制に資する車両・船舶等の開発・普及の促進、交通の円滑化、モーダルシフト、移動効率化、公共交通の利便増進、大気・海洋汚染・騒音防止等

テーマ9:総合的な交通体系の整備(第24条)

徒歩、自転車、自動車、鉄道、船、航空機等の交通手段間の役割分担と連携強化、需要動向や施設の老朽化等に配慮した重点的・効率的な整備等

テーマ10:まちづくりの観点からの施策の促進(第25条)

まちづくりの観点から、国、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者との連携及び協力の下で交通に関する施策を推進

テーマ11:観光立国の実現の観点からの施策の推進(第26条)

観光旅客の円滑な往来に必要な交通手段の提供の推進、外国語その他の方法による外国人観光旅客に対する情報の提供の推進等

テーマ12:関係者の連携の促進(第27条)

国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者における協議の促進、関係者相互間の連携と協働を促進するための施策

テーマ13:調査研究(第28条)

交通に関する調査研究

テーマ14:技術の開発及び普及(第29条)

情報通信技術その他の技術の活用、研究開発目標の明確化、研究機関の連携、新技術の導入促進等

テーマ15:国際連携確保・国際協力(第30条)

日本の知識・技術の海外展開、国際規格標準化、国際連携確保、開発途上国等への協力等

基本理念等(第2条～第7条)

基本的認識(第2条)

- 交通の果たす機能
 - ・国民の自立した生活の確保
 - ・活発な地域間交流・国際交流
 - ・物資の円滑な流通
- 国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要

交通機能の確保・向上(第3条)

- 少子高齢化の進展等に対応しつつ、
 - ・豊かな国民生活の実現
 - ・国際競争力の強化
 - ・地域の活力の向上に寄与
- 大規模災害に的確に対応

環境負荷の低減(第4条)

様々な交通手段の適切な役割分担と連携(第5条)

交通の安全の確保(第7条)

交通安全対策基本法に基づく交通安全施策と十分に連携

国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等(第8条～第11条)

関係者の連携・協働(第6条、第12条)

法制上、財政上の措置(第13条)

国会への年次報告等(第14条)

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)

＜パブリックコメント、審議会への諮問等＞

国の施策(第16条～第31条)

【豊かな国民生活の実現】

- 日常生活の交通手段確保(第16条)…離島等の地域の諸条件への配慮
- 高齢者、障害者等の円滑な移動(第17条)…妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- 交通の利便性向上、円滑化、効率化(第18条)…定時性確保、乗継ぎ円滑化等

【国際競争力の強化】

- 国際海上・航空輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化(第19条)

【地域の活力の向上】

- 国内交通ネットワークと拠点の形成(第20条)
- 交通に関する事業の基盤強化、人材育成等(第21条)

【大規模災害への対応】

- 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等(第22条)…耐震性向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難

【環境負荷の低減】

- エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等(第23条)

【適切な役割分担と連携】

- 総合的な交通体系の整備(第24条)…交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
- まちづくり、観光等との連携(第25条～第27条)

- 調査研究(第28条)
- 技術の開発及び普及(第29条)…ICTの活用
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(第30条)…規格標準化、交通インフラの海外展開
- 国民等の意見を反映(第31条)

地方公共団体の施策(第32条)